

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

組織も人の体質も常に内部に崩壊要因をかかえています。人が老化するのは避けられませんが、組織の老化は、過去の成功体験を捨て去り、原点に立ち返り、目的をはっきり描き直し、生まれ変わることを防ぐことができます。何を創り上げるのかという明確なビジョンを描き、目的を達成する手段を自分の頭で考え続けることです。明治維新を成し遂げた幕末の志士達の出逢いは、ヘーゲルの語る「人間は価値ある目的を持った時から、その人の人生のあらゆる出逢いは価値あるものになっていく」という必然の出逢いだと思います。

私の書棚より

○営業には大切な役割があります。それは顧客の抱える問題を解決することです。これが企業の使命であり、営業も例外ではありません。

○優れた営業担当者は自社の製品やサービスを「売ろう」と思っていない。考えているのは「自分が顧客であれば、この製品・商品をどう使うか」ということだけです。

「大前研一と考える『営業』学」
大前研一編著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□請負契約での収益の計上の時期は、物の引渡しを要する場合は、その目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない場合は、契約した役務の全部を完了した日の属する事業年度とされています。ただし、相手方が検収した日や相手方が使用収益できることとなった日など合理的と認められる日を継続的に適用している場合には、その日に収益を計上することができます。

また、請負契約書の完了日と実際の完了日に相違がある場合でも、事実関係を説明できる資料を整備しておくことによって、事実に基づく処理が認められます。

□年の途中で死亡した者の所得税及び消費税の確定申告は準確定申告といい、被相続人に確定申告義務がある場合には、死亡した者の相続人が、相続開始を知った日の翌日から 4 ヶ月以内に確定申告書を提出しなければなりません。

被相続人の青色申告は、相続人が被相続人の事業を承継したとしても自動的に引き継がれることはありませんので、相続人は青色申告承認申請書を提出しなければなりません。また、消費税の納税義務は、相続人が事業を営んでいなかった場合には、被相続人の基準期間の課税売上が 1,000 万円を超えるかどうかで判定します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○ 9月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11日)
31日	○ 8月決算法人の確定申告 ○ 23年 2月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 11月、24年 2月、5月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 10月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	----------------------------

今月の贈る言葉『過去には感謝を、現在には信頼を、未来には希望を』 by ボルノー